

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称

停止処分者講習及び違反者講習業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

### (4) 履行場所

東伯郡湯梨浜町大字上浅津216 鳥取県自動車運転免許試験場

### (5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年2月25日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成25年2月1日（金）から同年3月7日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 本件公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

### (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認める者であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の者で講習を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがある者

- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - (オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするものであること。
  - ウ 委託業務を行う事務所を県内に有していること。
  - エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。
  - オ 講習における指導に必要な能力を有する者（以下「講習指導員」という。）が業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (6) 講習指導員の資格要件
- ア 25歳以上の者であること。
  - イ 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者であること。
  - ウ 次のいずれにも該当しない者であること。
    - (ア) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員をいう。以下同じ。）、停止処分者講習指導員（法第108条の2第1項第3号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。）、高齢者講習指導員（法第108条の2第1項第12号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。）又は違反者講習指導員（法第108条の2第1項第13号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。）のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者
    - (イ) 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
    - (ウ) 自動車等の運転に関し、刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（(イ)に掲げる罪を除く。）を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
  - エ 次のいずれにも該当する者であること。
    - (ア) 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
      - a 運転適性検査指導者資格者証（鳥取県警察本部長が定める運転適性検査・指導者養成要領1に規定する運転適性検査・指導者証をいう。）の交付を受け、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
      - b 運転適性に関する業務に関しaに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有するものとして別表第1に掲げる者のいずれかに該当する者であること。
    - (イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
      - a 普通自動車に係る教習指導員資格者証（法第99条の3第4項の規定により交付される教習指導員資格者証をいう。以下同じ。）及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
      - b 普通自動車に係る届出教習所指導員課程（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第2章の規定により設立された自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する届出教習所指導員課程をいう。以下同じ。）及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
      - c 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、a又はbに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有する者と認めるものとして別表第2に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

オ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を修了した者

カ 違反者講習指導員にあつては、アからオまでに掲げるもののほか、警察署で交通警察業務又は地域警察業務に従事し、交通関係機関・団体に対する交通安全講習会等の経験が相当期間ある者で公安委員会がふさわしいと認める者

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

イ 2の(5)及び(6)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110

#### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成25年2月1日(金)から同年2月13日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

#### (4) 入札説明会の日時及び場所

平成25年2月15日(金)午後4時

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年3月7日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月6日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

### 5 入札者に要求される事項

#### (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな

らない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の(1)から(4)までの入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のイの場所に平成25年3月1日(金)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、2の(5)及び(6)の入札参加資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同年2月26日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は入札説明書による。

## 別表第1

- 1 取消処分者講習指導員専科(警察大学校において警察職員を対象に実施される取消処分者講習指導員専科をいう。)を修了し、取消処分者講習(法第108条の2第1項第2号に規定する取消処分者講習をいう。以下同じ。)の講習指導員としての経験がある者
- 2 新任運転適性検査指導者専科(警察大学校において警察職員を対象に実施される新任運転適性検査指導者専科をいう。)を修了し、運転適性に関する業務に従事した経験のある者
- 3 センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者

- 4 運転適性検査指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、警察が行う所要の講習を受けた者

別表第2

- 1 普通自動車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- 2 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- 3 白バイ、交通用パトカー又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が相当期間ある者で適任なもの
- 4 運転免許試験場における技能試験官としての経験が相当期間ある者
- 5 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
- 6 センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者